

○国立大学法人筑波技術大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規程

〔 令和 4 年 9 月 21 日
規 程 第 6 2 号 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学筑波技術大学（以下「本学」という。）における防犯カメラの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 防犯カメラの設置は、本学における犯罪行為の抑止及び事故発生の防止を図ることにより、本学の教職員、学生等の安全を確保するとともに、本学の資産を保護することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 防犯を目的（防犯を副次的目的とする場合も含む。）として学内の特定の場所に継続的に設置されるもので、画像表示装置又は録画装置を備えるものをいう。

(2) 画像 防犯カメラにより撮影し、表示及び記録されたものをいう。

(総括管理責任者)

第4条 本学に、防犯カメラ総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 総括管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する業務を総括する。

(管理責任者)

第5条 防犯カメラを設置するキャンパスに、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、天久保キャンパスは産業技術学部長、春日キャンパスは保健科学部長をもって充てる。

2 管理責任者は、当該キャンパスにおける防犯カメラの管理及び運用に関する業務を統括する。

(管理担当者)

第6条 防犯カメラを設置するキャンパスに、防犯カメラ管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置き、当該キャンパスの管理責任者が指名する者をもって充てる。

2 管理担当者は、組織毎又は建物毎に指名することができる。

3 管理担当者は、防犯カメラの管理を担当する。

(操作担当者)

第7条 防犯カメラを設置するキャンパスに、防犯カメラ操作担当者（以下「操作担当者」という。）を置き、管理担当者が指名する者をもって充てる。

2 操作担当者は、防犯カメラの操作を担当する。

(防犯カメラの設置基準)

第8条 防犯カメラを設置する場合は、その目的が第2条に規定する設置目的に合致するとともに、プライバシーの保護を図る観点から、防犯カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲を必要最小限とし、特定の個人を意図的に撮影してはならない。

(防犯カメラの設置等の届出)

第9条 管理責任者は、防犯カメラの設置若しくは廃止又は設置場所等の変更を行うときは、防犯カメラ（設置・廃止・変更）届出書（別記様式第1号）により総括管理責任者に届け出なければならない。

(設置の表示)

第10条 管理責任者及び管理担当者（以下「管理責任者等」という。）は、防犯カメラ設置区域に、防犯カメラを設置している旨表示しなければならない。

(画像の保存及び取扱い)

第11条 管理責任者等は、画像の保存及び取扱いについて、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 画像の保存期間は、原則として、その撮影された日から起算して、原則2か月以内とする。ただし、犯罪行為等の証拠として保全する必要がある場合は、この限りでない。
- (2) 画像の不必要的再生、複製、加工、印刷及び外部への持ち出しを行わないこと。
- (3) 画像の保存期間が終了したときは、速やかに画像を消去すること。
- (4) 画像を記録した記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう破碎又は裁断等の処理を行うこと。

(画像の利用及び外部への提供)

第12条 管理責任者等は、画像及び画像から知り得た情報を設置目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 画像から識別される特定の個人から画像の開示請求があったとき。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。
 - (3) 法令に基づき司法機関、捜査機関等からの情報提供の照会又は要請があったとき。
- 2 前項第1号に定める請求があった場合は、筑波技術大学個人情報保護管理規則（令和4年規則第9号）に定める手続によるものとする。
- 3 管理責任者は、第1項第2号及び第3号の規定により画像を提供したときは、画像提供記録書（別記様式第2号）を作成するものとする。

(苦情等への対応)

第13条 管理責任者は、防犯カメラの運用に関する苦情、問合せ等に対し、適切かつ迅速に対応するよう努めなければならない。

(守秘義務)

第14条 画像を閲覧した者は、当該画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事務)

第15条 防犯カメラに関する次の各号に掲げる事務は、当該各号に定める組織において処理するものとする。

(1) 運用に関する事務 総務課

(2) 設置、維持管理に関する事務 財務課

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は令和4年9月21日から施行する。

別記様式第1号（第9条関係）

防犯カメラ（設置・廃止・変更）届出書

年　月　日

防犯カメラ総括管理責任者 殿

○○キャンパス防犯カメラ管理責任者
氏　名

下記のとおり防犯カメラを（設置・廃止・変更）したいので、届け出ます。

記

1. 防犯カメラを（設置・廃止・変更）する建物の名称

2. 防犯カメラを（設置・廃止・変更）する場所及びその台数等（図面を添付すること）

- ①建物出入口（台）、②渡り廊下出入口（台）、③廊下（台）、④ロビー（台），
⑤ホール・ラウンジ（台）、⑥エレベーターホール（台）、⑦エレベーター室内（台），
⑧講義室（室名：（台））、⑨講堂・体育館（台）、⑩駐車場（台），
⑪構内道路（名称：（台）），
⑫その他建物外部（台）、⑬その他（名称：（台））

3. 防犯カメラを（設置・廃止・変更）する目的

4. 防犯カメラを（設置・廃止・変更）する（予定）年月日

年　月　日

5. 防犯カメラ管理担当者及び防犯カメラ操作担当者の職名及び氏名

防犯カメラ管理担当者：

防犯カメラ操作担当者：

6. 画像の記録場所

(1) 防犯カメラを操作し画像を記録する場所

(2) 施錠の有無

(3) 記録の有無

有：記録媒体（例：ハードディスク、ビデオテープ等）

保存期間（画像を連続してハードディスク等の記録媒体に記録しておく期間について記入すること。例：60日等）

廃棄の方法（消去等の方法を記載すること。例：上書き消去等）

記録媒体の保管場所（室名、施錠の有無等を具体的に棟別平面図に記載し、別紙として添付すること。）

(4) 関係者以外の者の立入りを制限する方法

7. その他（特記事項がある場合に記載すること。）

注意事項

1. 設置、廃止又は変更のいずれか該当する項目に○印を付すこと。
2. この申請書は、必ず防犯カメラに係る設置、廃止又は変更を行う前に届け出ること。
3. 変更を届け出る場合は、1, 3, 4及び該当する項目に記入すること。
4. 防犯カメラの設置場所、防犯カメラ設置の周知場所、映像を録画する範囲、画像の記録場所、監視場所、記録媒体の保管場所等を棟別平面図に記載し、別紙として添付すること。
5. 管理責任者及び管理担当者に人事異動があった場合の届出は不要とする。ただし、操作担当者に人事異動等があった場合は任意の様式により届け出るものとする。

別記様式第2号（第12条第3項関係）

画像提供記録書

画像 提供先	所 属			
	職 名			
	氏 名			
	連絡先			
提供理由				
提供日時	年 月 日 ()		時	分
画像内容 〔撮影範囲・録画 期間等〕				
その他 (返却予定等)				

管理責任者	管理担当者	操作担当者